

塩竈市教育大綱・塩竈市教育振興基本計画の  
策定スケジュールについて

## 塩竈市教育大綱・塩竈市教育振興基本計画の策定スケジュールについて

現 塩竈市教育大綱・塩竈市教育振興基本計画の期間（平成28年度から5年間）が終了となることに伴い、次期塩竈市長期総合計画の策定状況等を踏まえながら、塩竈市教育大綱・塩竈市教育振興基本計画を策定するものです。

### 1 塩竈市教育大綱について

<全体構成>

1 策定の趣旨	2 大綱の位置づけ	3 大綱の期間
○ 本市の今後の教育・文化に関する総合的な施策について、その目標や方針を示す	○ 本市の長期総合計画に示す教育分野の施策を踏まえて策定	○ 平成28年度～令和2年度の5年間

#### 【目指すべき姿】

多くの先人を育ててきたふるさと塩竈を愛し、豊かな心と健やかな体を育みながら、**未来に羽ばたく塩竈っ子の育成**を目指します。そして、子どもから大人まであらゆる世代が多様な連携により交流する中で、ともに学び、ともに楽しみ、ともに輝く、生涯学習を目指します。

#### 【基本方針】

塩竈独自の小中一貫教育の推進

学校・家庭・地域の連携

塩竈ならではの人・歴史・文化・自然の活用

#### 【施策体系】

○子どもの夢を育むまちづくり

施策1 生きる力を育む教育の充実

施策2 学習環境の充実

施策3 地域社会との連携強化

○豊かな心を培うまちづくり

施策4 生涯学習の推進

施策5 歴史の継承と文化の振興

施策6 生涯スポーツの推進

<根拠法令>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1条の3第1項

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

## 2 塩竈市教育振興基本計画について

<計画の基本事項>

<p><b>1 策定の趣旨</b></p> <p>○本市の今後の教育・文化に関する総合的な施策について、その目標や方針を示す</p>	<p><b>2 計画の位置づけ</b></p> <p>○教育基本法に基づく計画</p> <p>○本市の長期総合計画に示す教育分野の施策を踏まえて策定</p> <p>○塩竈市教育大綱の方向性と整合を図る</p>	<p><b>3 計画の期間</b></p> <p>○平成28年度～令和2年度の5年間</p>
--	--	--

【目指すべき姿】・【基本方針】・【施策体系】 ※教育大綱と同じ

### 【成果指標】 施策ごとに成果指標を掲げ計画の進行管理を行う

…点検評価の活用、総合教育会議との連携

<参考>

施策1 生きる力を育む教育の充実 (1) 学力の向上 の成果指標

#### 【成果指標】

成果指標	測定の対象【測定方法】	基準値 (27年度)	目標値 (32年度)
国語・算数(数学)の授業に満足している児童生徒の割合	小学5年生、中学2年生 【塩竈市教育委員会調べ】	—	小学生:80%以上 中学生:80%以上
学級生活満足度群の児童生徒数が全国を上回る学級の割合	小学校全学年、中学校全学年 【Q-U調査】	—	平成29年度の実施結果を基に設定
全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学6年生(国語・算数) 中学3年生(国語・数学) 【全国学力・学習状況調査】	小学生:59.4% 中学生:55.7% 全国小学生との差△4.5% 全国中学生との差△6.2%	全国平均を上回る
1時間以上家庭学習をしている児童生徒の割合	小学6年生、中学3年生 【全国学力・学習状況調査】	小学生:63.1% 中学生:62.0%	小学生:80%以上 中学生:80%以上

<根拠法令>

○教育基本法(抜粋)  
(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 3. 塩竈市教育大綱・塩竈市教育振興基本計画の策定スケジュールについて

#### (1) 対象期間

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R8～
塩竈市長期総合計画	現行					次期					
塩竈市教育大綱	現行※					次期					
塩竈市教育振興基本計画	現行					次期					

※塩竈市教育大綱は、平成28年度～令和元年度までから、長期総合計画に合わせ、令和2年度まで延長（平成31年4月26日 第1回塩竈市総合教育会議で決定）

#### <参考>

- 第3期教育振興基本計画（国） 対象期間：5年間 平成30年度～令和4年度
- 第2期宮城県教育振興基本計画 対象期間：10年間 平成29年度～令和8年度

#### (2) 策定スケジュール

- 令和元年12月～
- ・塩竈市教育振興基本計画 施策の総括 作成
  - …塩竈市教育委員会点検評価（※）を活用
  - ・次期計画の素案作成のための準備
- 令和2年 3月
- ・教育委員会定例会に施策の総括を報告
- 4月頃
- ・基本方針・施策体系（案） 作成
- 6月
- ・取組方針（案）等 作成
- 8月以降
- ・取組方針等 作成

#### （※）点検評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定められる、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するもの。毎年9月定例会に提出。

#### ※その他

- ・教育委員、教育アドバイザー、父母教師会等から意見聴取
- ・パブリックコメントの実施
- ・総合教育会議に報告

#### <策定にあたっての新たなキーワード>

（第3期教育振興基本計画（国）より）Society5.0、人生100年時代、持続可能な開発目標（SDGs）、AI・IoT・ビックデータ、ICT教育、（本市事業より）幼保小連携、しおがま「学びの共同体」 など